

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部
を改正する規則

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則（平成26年4月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

様式第1号及び様式第2号中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に支払日が到来した児童手当に係る特別徴収の対象となる保育所保育料については、なお従前の例による。